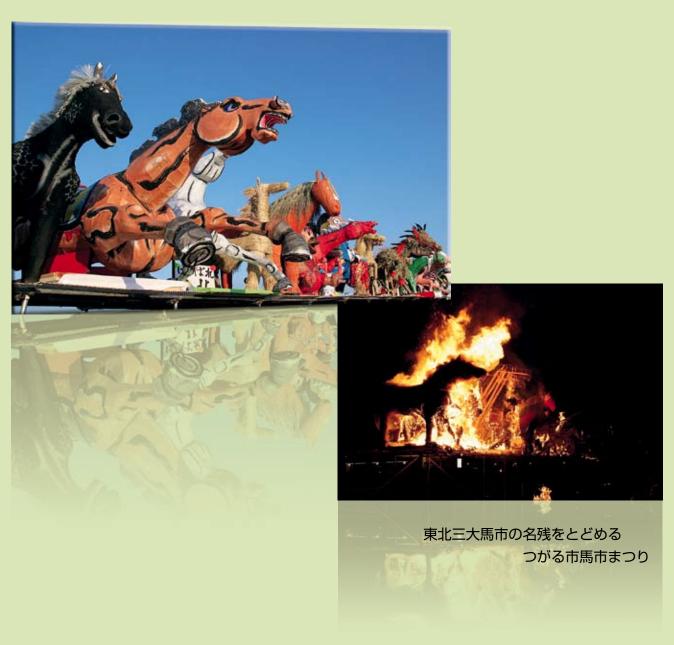
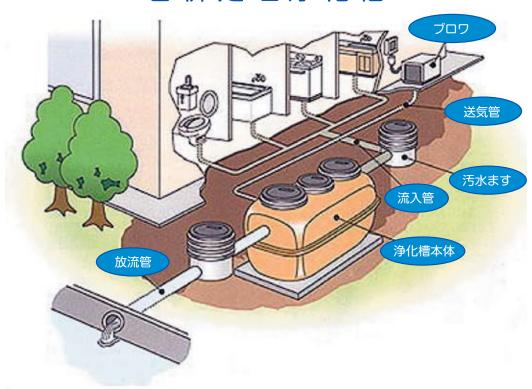
つがる市浄化槽設置補助金のご案内

~浄化槽設置補助金パンフレット~





合併処理浄化槽



目 次

浄化槽を設置されるみなさまへ ・・・・・・・・・・・・・・	1
補助の対象となる区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
補助の対象となる方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
補助金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
人槽の算定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
補助実施基数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
環境配慮型浄化槽とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
浄化槽付き住宅を建築し販売(建売り)される方へ ・・・・・・	3
補助申請手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
浄化槽の維持管理について ・・・・・・・・・・・・・・・	6
設置工事について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
浄化槽設置整備事業補助金提出書類チェックシート ・・・・・・	1 8
つがる市の下水道区域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1

浄化槽を設置されるみなさまへ

つがる市では公共用水域の水質汚濁を防止し生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽を設置する方または既存の単独処理浄化槽もしくは くみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換する方に対し、補助金を交付い たします。

補助の対象となる区域

- 次の(1)及び(2)を除いた市内全域が対象となります。
- ※申請時に対象区域であるか確認を行って下さい。
- (1)下水道法第4条第1項に基づき策定された事業計画に定められた 予定処理区域
- (2) 農業集落排水事業区域

補助の対象となる方

次の全てに該当する方が対象となります。

- (1) 自らが居住することを目的とした住宅に合併処理浄化槽を設置される方または合併処理浄化槽が新たに設置される住宅を建築もしくは購入される方
- (2) 本市に住民登録をしている方または住民登録を行う方
- (3) 市税等を滞納していない方
- (4)環境配慮型合併処理浄化槽を設置される方
- (5) 10人槽以下の合併処理浄化槽を設置される方

<ご注意下さい>

- ・補助を受けるためには着工前に申請し、市の確認を受ける必要があります。
- ・既に設置済の合併処理浄化槽は補助対象外です。
- ・新たに浄化槽が設置された新築住宅を購入される場合は、建築者が保管する補助対象であることを証する通知書が必要になります。

補助金額

浄化槽及び浄化槽設置に要する経費について、以下を限度額とし補助いた します。

	限。	夏 額
浄化槽の大きさ	整備促進期間	通常整備期間
	平成29年度~平成38年度	平成39年度~平成48年度
5人槽	452,000円	352,000円
6~7人槽	541,000円	441,000円
10人槽	688,000円	588,000円

人槽の算定について

浄化槽の人槽は、下記の基準に従い設置をお願いします。

基準:「建築用途別処理対象人員算定基準」(平成12年3月17日)

【住宅の場合】(JIS A3302-2000) 〈A:住宅の類	正べ面積〉
A≦130㎡の場合 (130㎡以下の場合)	5人槽
A>130㎡の場合(130㎡より大きい場合)	7人槽
二世帯住宅(浴室及び台所が2ヶ所以上)	10人槽

※ ただし、建築物の使用状況により、明らかに実情と沿わないと考えられる場合は、資料などを基に算定人員を増減することができますので、 下水道課へご相談下さい。

補助実施基数について

補助金を活用できる合併処理浄化槽の基数は、実施する年度により変動が生じます。補助金を活用されるみなさまは、あらかじめ下水道課に実施可能かどうか問い合わせ下さい。

環境配慮型浄化槽とは

環境配慮型浄化槽とは、次のいずれにも該当する浄化槽をいいます。

(1)消費電力基準

次の消費電力基準以下であること。

(単位:W/H)

人槽	放流水のBOD濃度が1 リットルにつき10ミリグ ラム以下の機能を有する合 併処理浄化槽		その他の合併 処理浄化槽
5人槽	58	92	47
6~7人槽	83	100	67
8~10人槽	113	174	92

(2) 環境性能

次のいずれかの要件を満たすこと。

- ア 消費電力が前号に掲げる消費電力よりもさらに10%以上低減されていること。
- イ本体の大きさが小型化されており、次の総容量の基準を満たすこと。
 - (ア) 5人槽 2.2㎡以下
 - (イ) 7人槽 3.1 ㎡以下
 - (ウ) 10人槽 4.5㎡以下
- ウ ディスポーザ対応浄化槽であること。
- エ プラスチックを主材料とする浄化槽であって、製品全体の構成部品に含まれるプラスチックの全重量に占める再生プラスチックの重量割合が、ポストコンシューマ材料の場合は25%以上、プレコンシューマ材料の場合は50%以上であること。ただし、再生プラスチックにポストコンシューマ材料とプレコンシューマ材料を併せて使用する場合は、次の式による。

※機種の詳細については、一般社団法人 浄化槽システム協会のホームページにありますので、ご確認下さい。(http://www.jsa02.or.jp)

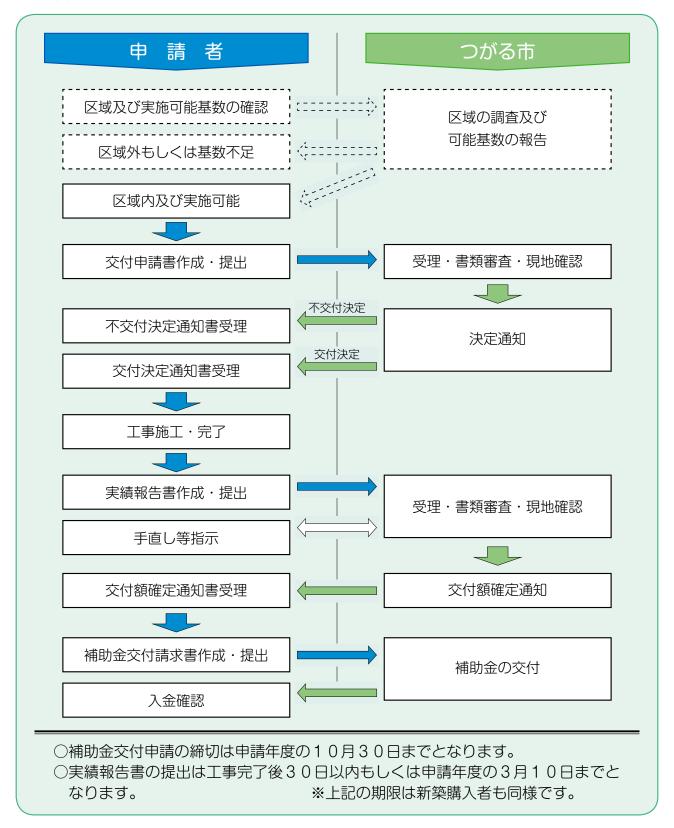
浄化槽付き住宅を建築し販売(建売り)される方へ

購入者が補助を受けるためには建築者が着工前に「補助対象浄化槽確認申請書」を提出し、補助金の交付対象であることの確認を受ける必要があります。また、申請に基づき通知された確認結果通知書及び完成検査済証は購入者が決まるまで保管いただくことになります。

補助申請手続きについて

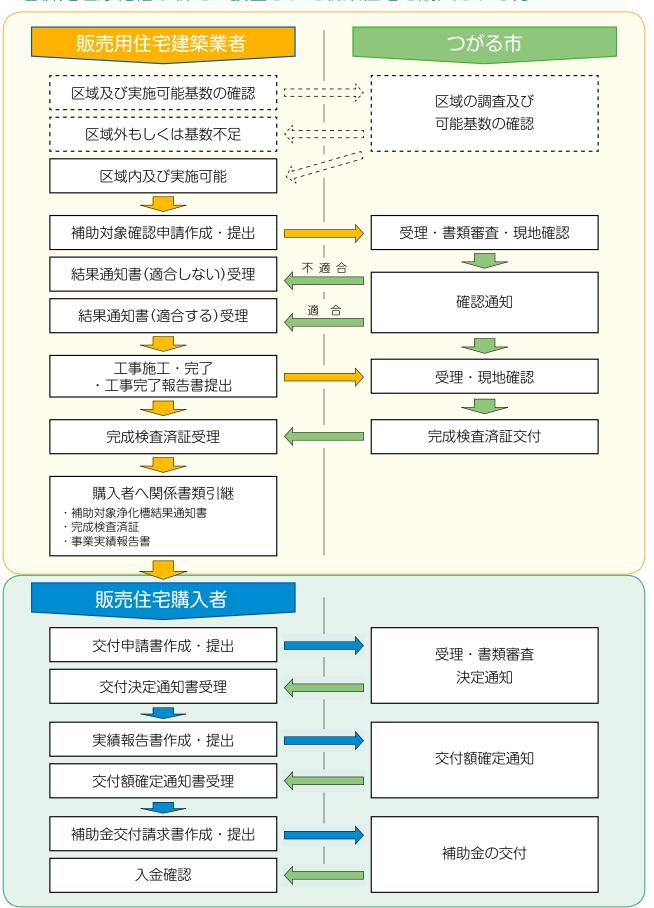
【改築及び新築される方】

- ・くみ取り便所または単独浄化槽から合併処理浄化槽に転換される方
- ・合併処理浄化槽が新たに設置される住宅を新築される方



【新築住宅を購入される方】

・合併処理浄化槽が新たに設置された新築住宅を購入される方



浄化槽の維持管理について

浄化槽管理者の3つの義務

浄化槽管理者(設置者)には、「保守点検」「清掃」「法定点検」の3つの 義務が浄化槽法により定められています。

保守点検

浄化槽は微生物の働きによって汚水を処理する施設ですから、 まさに「生き物」です。微生物が活躍しやすい状況を常に保つ

必要があります。特に微生物に酸素を供給するブロワーなどは休みなく連続運転されていますから定期的な点検が必要となります。また、消毒薬等の消耗品は定期的に補給、 交換が必要です。

保守点検は浄化槽法に基づいた技術上の基準に従って行わなければなりません。

清掃

浄化槽の機能を維持するため、スカムや汚泥を槽外へ引き抜き、付属装置や機械類を洗浄することが必要です。浄化槽を適

切に維持管理していく上で、とても重要な作業です。

清掃は、浄化槽法に基づいた技術上の基準に従って行わなければなりません。市長(西北五環境整備事務組合)の許可を受けている専門業者に委託して下さい。

※県知事登録を受けている保守点検業者も実施可能です。

法定検査

浄化槽の状態が正常でないと、公共用水域の汚染を引き起こす場合があります。

このため、浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ、正常に機能しているかどうかを確認するため、知事の指定する検査機関(指定検査機関)の検査を受けることが義務付けられています。

浄化槽法 第7条検査(設置後等の水質検査)

新た設置された浄化槽については、浄化槽法第7条の規定により、その使用開始から3ヶ月を経過した後5ヶ月以内に指定検査機関による検査を受けなければなりません。

浄化槽法 第11条検査(定期検査)

浄化槽法第11条の規定により、全ての浄化槽は、毎年1回、指定検査機関による検査を受けなければなりません。これは浄化槽の保守点検及び清掃が適正に行われているか、また機能が正常に維持されているかを検査し、不適事項があれば早期にそれを是正することを目的としています。

検査機関	住 所	電話番号
(社)青森県浄化槽検査センター	青森市大字諏訪沢字桜川100-5	017-726-9500

※法定検査の結果は使用開始後3年間に限りつがる市役所へ報告下さい。

設置工事について

浄化槽を設置すると、その後長い年月にわたり使用することになります。したがっ て、その住宅に応じた浄化槽を選定し、適正に設置することが、浄化槽の機能を維 持する上で大変重要になります。

設置工事

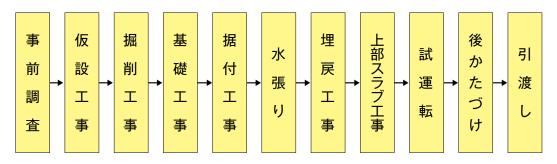
設置工事は工事業の登録または届出がされている業者に発注します。また、浄化 槽設備士の資格を有するものが、施工または監督することとされています。工事の 標準的な内容は次のようなものです。

(1) 設置の手続き

浄化槽を設置するときには、事前に届出が必要です。新築・増築に伴うもの かくみ取り便所の水洗化に伴うものかなど、工事の規模などにより手続きが異 なります。これらについては、あらかじめ工事業者に相談、確認することが必 要です。

(2)標準的な工事の手順と概要

一般住宅に設置する浄化槽の標準的な工事の手順は以下のとおりです。この ほか配管丁事や電気丁事を平行して行います。



標準的な工事の手順

【標準的な工事の概要】

工事名 1) 事前調査 施主 ※不明な点は確認

計画とします。

搬入路、搬出路 し、納得のいく

工事を行うにあたり、設置者(施主)立会いのもと、実際に浄化槽 の設置予定現場の状況を調査します。

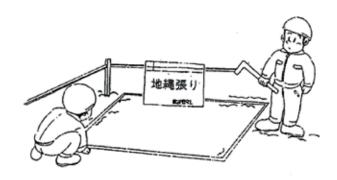
工事の概要

- 設置場所の広さ
- 配管路の状況、放流先
- 支障物、埋設管
- 地盤、地下水位、湧水
- ・工事用電力、工事用水の確保
- ・残土、既設浄化槽の処理方法
- 浄化槽の施工時や設置後の環境に及ぼす影響
- ・その他関係官公庁への届出状況など

調査結果をもとに施工計画を立て、工事の準備をします。

2) 仮設工事

※一般住宅の工事では仮設工事を 省略する場合があります。 整地を行い、浄化槽の位置を決めるために地縄張り(縄を張って 配置を決める)を行います。



基準点からのレベル、位置、方向、芯を出すためのやり方(位置、 高さなどを表示するための仮設物)を行います。

3)掘削工事

通常、バックホー等の機械を用いて基礎地盤まで土砂を掘削します。



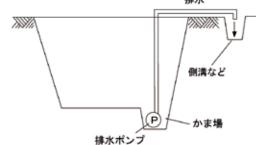
掘削工事の例 1 (オープンカット)

- 敷地に余裕がある
- ・固くて崩れにくい 良質な地盤
- ・湧水がない又は少ない



掘削工事の例2

- 敷地が狭い
- 軟弱な地盤
- 建物や道路に接して掘削
- 湧水が多い



掘削工事の例3 (水替え工法)

・湧水がある場合、 上記工法と合わせ て行う

4)基礎工事

①割栗石地業

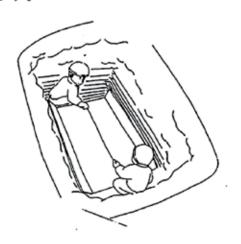
地盤を強固にするため割栗石(基礎に使う砕石)を敷いて、突 き固めます。次に、割栗石のすき間に砂利を敷きつめ、さらに突 き固めます。



割栗石地業の例

②捨てコンクリート

墨出し(通り芯、型枠の位置、浮上防止金具の取付位置などを表示する)や掘り過ぎた高さの調節を行うため、コンクリートを打ちます。



捨てコンクリートを打ち、墨出しを行っている例

③鉄筋コンクリート

浄化槽本体を水平に設置できるように、また、上部の荷重を地盤に伝えるために鉄筋コンクリートを打ちます。

※鉄筋コンクリー ト打ちの手順

型枠設置 → 鉄筋組立 → コンクリート打ち 仕上げ 養 生





鉄筋コンクリート打ちの例

5)据付工事

浄化槽をクレーンなどで所定の位置に吊り降ろします。位置や水平の確認・調整後、槽内に水を張ります。



| 据付工事の例 | (据付後の水張り)

6)埋戻工事

石などの混入していない良質な土砂で浄化槽の周囲を埋め戻します。この際、水締め及び突き固めの作業を何回かに分けて行います。



| 埋戻工事の例 |

7) 上部スラブ 工事

維持管理の作業を容易にするため、雨水が槽内に浸入することを防ぐためにスラブコンクリートを打ちます。また、槽の浮上を防止する役割もあります。





上スラブの配筋例

上部スラブエ事の例

8)試運転

配管の接合状態を確認し、浄化槽の内部設備及びブロワ等の機器 類の試運転を行い、稼動状況の確認や調整を行います。

9)後かたづけ

浄化槽本体の内外、コンクリートスラブの周辺等の異物を除去・処分した後、水洗いし、後かたづけを行います。

10) 引渡し



所轄関係官庁の建築物の竣工検査を受け、設置届を提出後、工事業者から浄化槽の正しい使用方法や注意事項の説明を受けるとともに、説明書類(竣工図面、届出書類の写し、使用説明書等)が引き渡されます。また、法第7条(設置後の水質検査)を受検する必要がありますが、その申込みは工事業者が代行する場合があります。

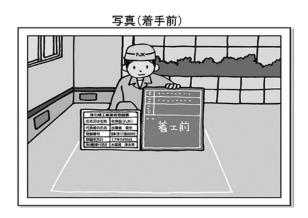
(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室) 【浄化槽管理者への設置と維持管理に関する指導・助言マニュアル】より

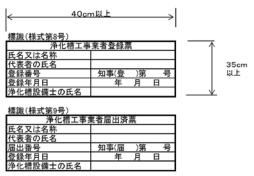
工事写真について

工事写真は実績報告の際に提出いただきます。交付額の確定の参考となる資料ですので撮影例を参考に適正に管理ください。

- ※標識看板には、各工事工程状況及び設置浄化槽の名称(メーカー名含む)を記入して撮影下さい。
- ※各工事工程は実施日が分かるように撮影下さい。

工事着手前



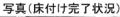


標識の掲示は国土交通省「浄化槽工事業に関わる登録等に関する省令第9 条」に定める別記様式第8号・同第9号による。

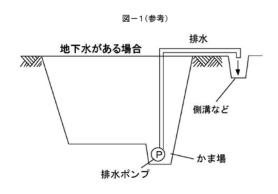
写真のポイント

- ・浄化槽の設置場所を明確にし、周辺状況が分かるよう撮影。
- 浄化槽設備士が正面を向き、顔がはっきり分かるように撮影。
- ・標識・工事看板と一緒に撮影。

床堀(床付け)完了







工事施工のポイント

- ・土砂が崩壊しないように、関係法令等(労働安全衛生規則等)に従い、適切に行うこと。
- ・掘りすぎないよう注意して掘削してください。掘りすぎた場合の調整は、捨てコンクリートで行うこと。
- ・地下水等がある場合は、図ー1(参考)のように諸条件に合った適切な排水処理をすること。

写真のポイント

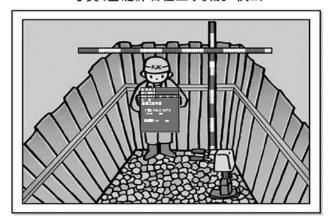
- ・丁張り(または既設構造物等の動かないものを基準高とする。土の地面を基準高にしないでください。)から床付けまでの深さが確認できるよう撮影。
- ・床付け面の長さ、幅が確認できるよう撮影。(目盛りが見えづらい時は、近接撮影を追加。)

割栗地業(基礎砕石)完了

写真(基礎砕石仕上り状況 例1)

写真(基礎砕石仕上り状況 例2)





工事施工のポイント

- ・基礎砕石は、割栗石(大きさ45mm内外の砕石)、山砕等を地盤の状況に応じて適切に地業を行う。
- 床付け面の転圧後、割栗石を敷き詰めた上から砂利を撒いて、さらに転圧を十分を行う。
- ・仕上がり厚みは、10cm以上。

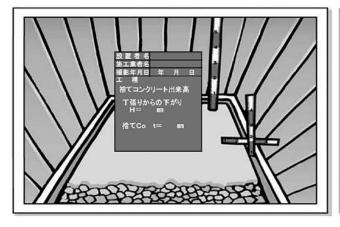
写真のポイント

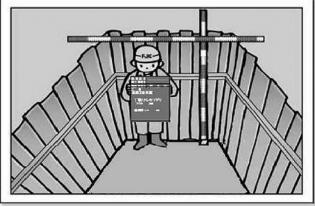
- ・仕上がり厚さが確認できるよう撮影。(基準高から管理することも可能。目盛りが見えづらい時は、近接撮影を追加。)
- ・機械転圧作業を行っていることが確認できるよう撮影

捨てコンクリート完了

写真(捨てコンクリート打設状況 例1)

写真(捨てコンクリート打設状況 例2)





工事施工のポイント

- ・捨てコンクリートの厚みは、5cm以上。(コンクリート設計基準強度15N/mm2以上)
- ・十分な養生期間をとること。

写真のポイント

・仕上がり厚さが確認できるように撮影。(基準高から管理することは可能。目盛りが見えづらい時は、近接 撮影を追加。)

基礎コンクリートの配筋状況

写真(基礎コンクリート配筋状況)



※特殊工事(駐車場仕様)の場合は、各メーカーの施工要領書等による。

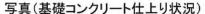
工事施工のポイント

- ・基礎コンクリートの広さは、浄化槽外形寸法より大きくし、捨てコンクリート施工寸法より小さく施工。
- ・基礎コンクリートの厚さは、10cm以上。(コンクリート設計基準強度18N/mm2以上、スランプ 18cm以下)
- ・配筋は、異形鉄筋10mmを200mm間隔(シングル)で組み立て、必ずスペーサーを設置し被りを確保する。
- 十分な養生期間をとる。

写真のポイント

・鉄筋の間隔がスケール等で確認できるよう撮影。(鉄筋が全部写る。目盛りが見えづらい時は、近接撮影を追加。)

基礎コンクリート完了状況





工事施工のポイント

・十分な養生期間をとり、撮影する際には必ず型枠は脱却すること。

写真のポイント

- ・仕上がり長さ、幅、厚さが確認できるよう撮影。(基準高から管理も可能。目盛りが見えづらい時は、近接撮影を追加。)
- ○既製底板コンクリート(PC板)を使用する場合
- ・P C 板を使用する場合の基礎工事は、従前同様の工事を必要とし、沈下または変形が生じない適正な施工を行い、かつ写真撮影も行うこと。
- ・捨てコンクリートの省略は不可とし、状況に応じてレディミクスコンクリートもしくは均一精度の空練りモルタル材のいずれかを使用し、地業材を十分に被覆したうえで水平出しを行い、かつ写真撮影も行うこと。
- ・工事基準は、従来どおり国土交通省令、環境省令に定めるとおりとすること。
- ・使用したPC板の図面及び仕様書(設計計算書、強度計算書等)を提出すること。
- ・PC板の全体の寸法、板厚が確認できる写真、設置後に水平がとれていることが確認できる写真、製造番号が確認できる写真及び各工程の写真を撮影、提出下さい。

浄化槽本体の搬入状況

写真(浄化槽本体搬入の写真)



写真のポイント

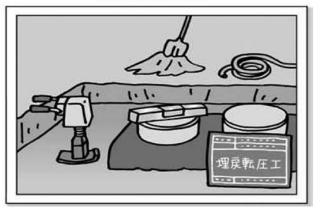
- ・現場への浄化槽搬入状況、本体に明記されているメーカー、型式、人槽等が確認できるよう撮影。
- ・ブロワの規格が確認できる写真を追加。

浄化槽の据付・埋戻し状況

写真(埋戻し状況)



写真(埋戻転圧状況)



工事施工のポイント

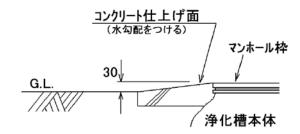
- ・本体を傷つけないよう山砂(再生砂等)にて埋戻し、十分な締固めを行う。
- ・埋戻し、水締め、機械転圧による締固めは、不等沈下が起きないように何回かに分けて一連作業を行う。 写真のポイント
- ・埋戻し状況として、埋戻し前(中)の水張り、水平確認による作業、水締め及び機械転圧状況が確認できるように撮影。

上部スラブコンクリートの配筋状況

写真(上部スラブコンクリート配筋状況)



図-2(参考)



工事施工のポイント

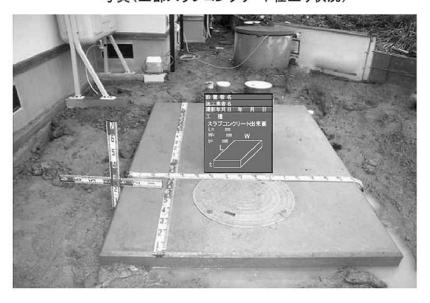
- ・上部スラブは、原則として地盤面より3cm以上高くする等雨水の流入防止策を講ずること。上部スラブコンクリートの仕上り厚さは、10cm以上。(コンクリート設計基準強度18N/mm2以上、スランプ18cm以下)上部スラブ天端上の雨水が流れるよう表面に勾配を付ける。
- ・配筋は、異形鉄筋10mmを200mm間隔(シングル)で組み立て、必ずスペーサーを設置し被りを確保する
- 十分な養生期間をとる。

写真のポイント

・鉄筋の間隔がスケール等で確認できるように撮影。(鉄筋が全部写る。目盛りが見えづらい時は、近接撮影を追加。)

上部スラブコンクリートの完成状況

写真(上部スラブコンクリート仕上り状況)



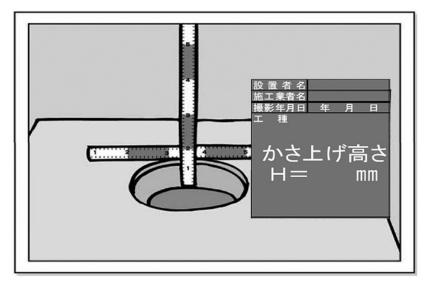
写真のポイント

・仕上がり長さ、幅、厚さが確認できるように撮影。

マンホール蓋の嵩上げ状況

(嵩上げが必要な場合のみ)

写真(マンホール蓋嵩上げ状況)



写真のポイント

・スケール等で嵩上げ高さが確認できるように撮影。(嵩上げ高さは、30cm以内。30cm以上になる場合は、ピット構造にする。)

ブロワの設置状況





完成写真

写真(完成状況)



工事施工のポイント

・残土処理、廃材処理、後片付けは適正に行うこと。

写真のポイント

- 工事完了が確認できるよう、着手前写真の場所と撮影方向を合わせて状況写真を撮影。
- ・標識(8号又は9号)及び工事看板を入れて、工事の管理監督を行った浄化槽設備士が写真に入ること。

その他工種の写真について

1. 浄化槽から放流先までの施工状況

浸透桝、側溝放流、既設管・桝接続までの施工状況。圧送ポンプを設置する場合の施工状況の 写真を追加。

2 駐車場仕様にする場合

各メーカーの施工要領、仕様書、構造図及び配筋図等により工事が適切に行われたことが確認できる写真を提出。

3. マンホール蓋の嵩上げ高さが30㎝を超える場合

各メーカーの施工要領、仕様書、構造図及び配筋図等により工事が適切に行われたことが確認できる写真を提出。

4. 転換設置の場合

既設単独処理浄化槽等の着手前と完了、掘削撤去、くみ取り及び消毒等の状況写真を提出。

5. その他特殊な工事を実施する場合

必要となる写真を事前に確認して下さい。

その他技術基準等の注意点について

1. 技術基準について

補助事業を進める上で、写真の撮り方の説明として、工事施工、写真のポイントについて必要最小限で明記しています。それ以外に工種が増えるなど必要となる写真があれば適宜追加して下さい。基準を満たしていなかったり、施工不良等が確認された場合は、補助金が活用できない場合もありますので、注意して施工を行って下さい。

2. 放流先について

公共の道路側溝等に新規に放流する場合は、必ず管理者と協議して下さい。

参考文献: 「浄化槽整備の基礎知識」(全行合併処理浄化槽普及促進市町村協議会)、「浄化槽整備事業の手引き」 ((財) 日本環境整備教育センター)

浄化槽設置整備事業補助金提出書類チェックシート

【補助金交付申請の際の提出書類】

1	交付申請書(様式第1号)	併用住宅の場合、居住面積確認図面添付	
2	浄化槽設置届出書の写し	収受印が押されているもの	
3	浄化槽設置工事監督者届	浄化槽設備士免状の写しを添付	
4	登録浄化槽管理票	登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)添付	
(5)	保証登録証	浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証	
6	設置場所の案内図	位置図及び見取図	
7	浄化槽の構造図	型式適合認定書等(環境配慮型浄化槽適合確認必須)	
8	配置配管図(縦断図含む)	敷地境界線、排水先(管理者名含む)も必ず記入	
9	契約書(写し)又は見積書	合併処理浄化槽設置費用(購入費等)がわかるもの	
10	賃借人の承諾書	住宅等を借りている方の申請の場合提出	
(1)	納税証明書	居住者の内、納税義務者全員分(申請時に市外居住の方 は住民登録のある市町村の証明書)	
12	同意書(様式第2号)	集合処理区域となった場合、それに加入する同意書	
13)	確認結果通知書 (様式第6号)	補助対象浄化槽確認結果通知書(浄化槽付き住宅購入者の場合提出)※建築者より引継ぐ書類	
14)	完成検査済証 (様式第8号)	補助対象浄化槽確認申請に基づく検査済証(浄化槽付き 住宅購入者の場合提出)※建築者より引継ぐ書類	
15)	売買契約書(写し)	建築者との売買契約書の写し(浄化槽付き住宅購入者の 場合提出)	
16	住民票の写し	居住者全員の住民票の写し(申請時に市外居住の方は⑪ の書類)	
17)	確約書(様式第3号)	住民登録確約書(申請時に市外居住の方)	
18	土地売買契約書写し等	申請時に浄化槽設置場所が自己所有地となっていない場合は土地売買契約書写しまたは土地使用承諾書 (様式第4号)	
	その他書類	その他市長が必要と認める書類	
19	現況写真	くみ取り便槽または単独処理浄化槽からの転換の場合は、それらが分かる現況写真(着手前厳守)	
	法定検査申込書	法第7条検査申込書写し(申請者払込票添付)	
	PC板仕様書	設計計算書、強度計算書(PC板使用の場合)	

浄化槽設置整備事業補助金提出書類チェックシート

【事業実績報告の際の提出書類】

1	事業実績報告書 (様式第12号)	工事完了後30日を経過した日または当該年度の3月 10日のいずれか早い日までに提出	
2	業務委託契約書写し	保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約写し	
3	法定検査申込書	法第7条検査申込書写し(申請時に提出済の場合は必要なし)	
4	工事費明細書	浄化槽設置に係る工事費を特定できるもの	
(5)	工事施工写真及び出来形	国交省令及び環境省令に基づく出来形及び工事写真	
6	チェックリスト	浄化槽設備士の審査チェックリスト(様式第13号)	
7	住民票の写し	申請時に市外居住であった場合、申請地における居住者 全員の住民票の写し	
	その他書類	その他市長が必要と認める書類	
8	単独処理浄化槽廃止届	単独処理浄化槽からの転換により事業実施した場合	
	登記済証	申請時に設置場所が自己所有地となっておらず、土地売 買契約書の写しを提出した場合	

【補助対象浄化槽確認申請の際の提出書類】

1	確認申請書(様式第5号)	併用住宅の場合、居住面積確認図面添付	
2	浄化槽設置届出書の写し	収受印が押されているもの	
3	浄化槽設置工事監督者届	浄化槽設備士免状の写しを添付	
4	登録浄化槽管理票	登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)添付	
5	保証登録証	浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証	
6	設置場所の案内図	位置図及び見取図	
7	浄化槽の構造図	型式適合認定書等(環境配慮型浄化槽適合確認必須)	
8	配置配管図(縦断図含む)	敷地境界線、排水先(管理者名含む)も必ず記入	
9	契約書(写し)又は見積書	合併処理浄化槽設置費用(購入費等)が分かるもの	
10	確認結果通知書 (様式第6号)	補助対象浄化槽確認結果通知書※前年度以前に当該申請 に基づく結果通知を受理している場合	
11)	完成検査済証 (様式第8号)	補助対象浄化槽確認申請に基づく検査済証※前年度以前 に当該申請に基づく検査済証を受理している場合	
40	その他書類	その他市長が必要と認める書類	
12	PC板仕様書	設計計算書、強度計算書(PC板使用の場合)	

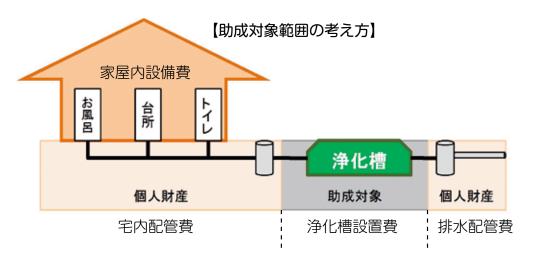
浄化槽設置整備事業補助金提出書類チェックシート

【補助対象浄化槽確認申請(工事完了報告)の際の提出書類】

1	工事完了報告書 (様式第7号)	工事完了後、5日以内に提出(土日祝日を除く)	
2	業務委託契約書写し	保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約写し	
3	法定検査申込書	法第7条検査申込書写し	
4	工事費明細書	浄化槽設置に係る工事費を特定できるもの	
(5)	工事施工写真及び出来形	国交省令及び環境省令に基づく出来形及び工事写真	
6	チェックリスト	浄化槽設備士の審査チェックリスト(様式第13号)	
(7)	その他書類	その他市長が必要と認める書類	
7	PC板仕様書	設計計算書、強度計算書(PC板使用の場合)	

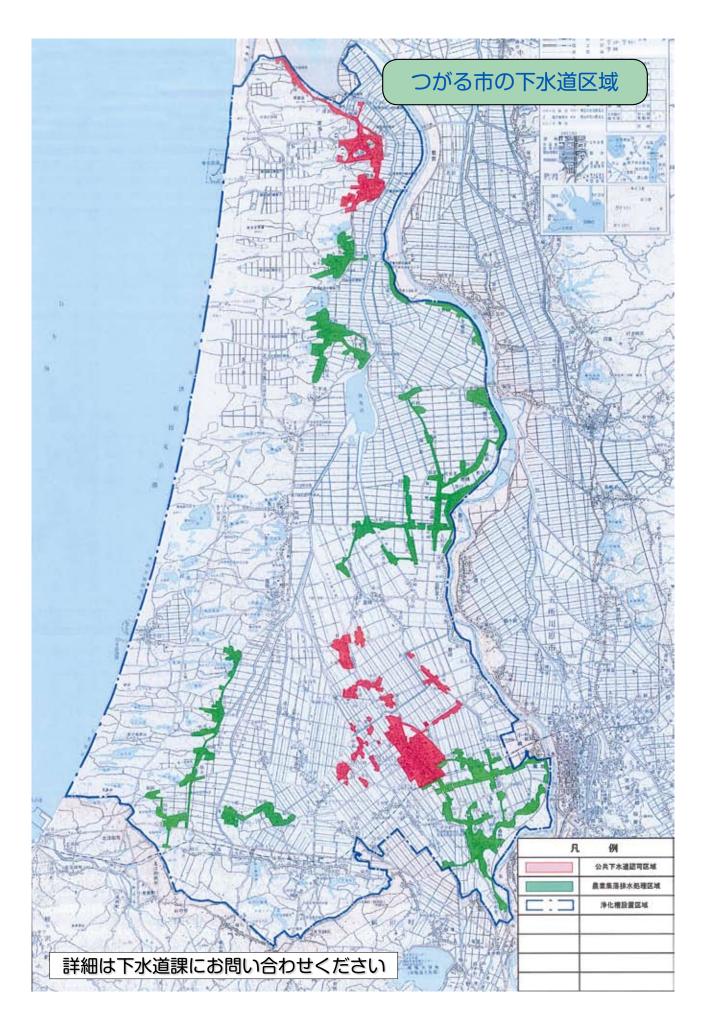
提出書類作成上の注意点

○ 契約書の写し、見積書及び工事費明細書の作成については、浄化槽設置に係る 工事費の特定を目的に提出いただく書類ですので、以下の図を参考に助成対象部 分の経費が明確に把握できるよう作成、提出して下さい。



- 国等の許認可、法的手続き等を要する事案がある申請については、手続き完了 後に申請して下さい。やむを得ず申請等の手続きが同時若しくは事後に行う必要 がある場合は、あらかじめ下水道課にご相談下さい。
- 各種様式については、つがる市ホームページからダウンロードできますので、 ご活用下さい。

☆つがる市ホームページ http://www.city.tsugaru.aomori.jp/





下水道整備に関するご理解とご協力をお願いいたします。

つがる市役所ホームページもご活用下さい。 http://www.city.tsugaru.aomori.jp/

下水道についての お問い合わせは

- ・下水道の計画に関すること
- ・トイレの水洗化に関すること
- ・下水道料金に関すること
- ・受益者負担金に関すること
- ・排水設備工事に関すること
- 融資あっせん制度に関すること
- ・合併処理浄化槽設置補助制度に関すること
- ・その他下水道に関連すること



建設部 下水道課

〒 038-3192 つがる市木造若緑 61-1 TEL 0173-42-2111